平成２１年（フ）第２０９０号
広島市安佐南区八木１丁目26番７―101号
債務者　梶本　弘志
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０９１号
広島市安佐南区八木１丁目26番７―101号
債務者　梶本　笑子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０１号
広島市安佐北区あさひが丘９丁目９番24号
債務者　小田　　勝
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１１０号
広島市西区田方３丁目1481番の１　710号
債務者　大津賀　潔
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１１１号
広島市西区田方３丁目1481番地の１　710号
債務者　大津賀ひろみ
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１１９号
広島市中区白島九軒町１番３―301号　滝口ビル
債務者　大原みどり（旧姓玉田）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１２６号
広島市安佐北区落合４丁目15番３―302号
債務者　廣田　　浩
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１３７号
広島市中区広瀬北町３番41号
債務者　佐藤　理江
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５０号
広島市南区宇品東７丁目１番23―406号
債務者　渡邉　昭登
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５７号
広島市西区中広町１丁目20番19号
債務者　海浦トミコ
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１６７号
広島市中区舟入中町４番９―401号　ピース シャトー舟入
債務者　大上　臣弥
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１６９号
広島県東広島市西条町寺家521番地14県営平岩住宅204号室
債務者　有村　理恵
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１７０号
広島市西区古江上１丁目175番地２　クレアガーデン高須201号
債務者　後藤　　肇
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１７４号
広島市中区舟入本町７番30―401号
債務者　三木　邦江
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１８８号
広島市中区光南１丁目16番20―402号
債務者　川原　良介
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１７号
広島県安芸郡府中町青崎東19番34―610号
債務者　川本　光子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０８号
香川県善通寺市生野町103番地３
債務者　堀内富美代
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１７２号
愛媛県宇和島市吉田町東小路甲32番地３　メゾン吉田202号
債務者　浜名　裕也
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
松山地方裁判所宇和島支部